



# 島根県報

平成16年 7月16日 (金)  
第 1,590 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	1
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	( " )	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森林整備課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用開始	( " )	3
訓 令		
山佐ダム操作規則の一部改正	(河 川 課)	3
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2件)	(環境生活総務課)	4
特定計量器の定期検査	(商工政策課)	6
島根県警察本部が使用する権限を有する自動車の任意保険加入契約に係る一般競 争入札の実施	(警 察 本 部)	7
雑 報		
社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成15年度経営状況の公表	(建 築 住 宅 課)	9

## 告 示

### 島根県告示第717号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 7月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田歯科医院	安来市安来町1901番地 1	平成16年 4月 1日

### 島根県告示第718号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 7月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
吉田歯科医院	安来市安来町1892番地1	平成16年3月31日
渡部歯科医院	出雲市神西沖町2415	平成16年5月1日

島根県告示第719号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年7月16日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 松江ケアセンター	松江市乃白町334 6	平成16年6月29日
益田市	デイサービス	益田市障害者福祉センター	益田市横田町2087 1	平成16年7月1日

島根県告示第720号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年7月16日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 はびねす福祉会	デイサービス	益田市障害者福祉センター	益田市横田町2087 1	平成16年6月30日

島根県告示第721号

平成16年島根県告示第661号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を多伎町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年7月16日

島根県知事 澄田信義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
郡名	町名	大字	地番	保安林の所有者	住所
簸川	多伎	神原	832 1 843 3 848	品川英佐枝	東京都目黒区中央町2 31 6

”	”	”	832 1	品川直輝	大阪府富田林市昭和町 1 丁目 8 番地 9 号
---	---	---	-------	------	--------------------------

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

島根県告示第722号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 7 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	黒沢安城浜田線	浜田市河内町3142番 1 地先から同町3111番 1 地先まで	前	メートル 15.00 ~ 37.00	メートル 360.00	浜 田 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 拡幅
			後	15.00 ~ 37.00	360.00		

島根県告示第723号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 7 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県 道	黒沢安城浜田線	浜田市河内町3143番 8 地先から同町15 84番16地先まで	メートル 500.00	平成16年 7 月16日	浜 田 土 木 建 築 事 務 所	

訓 令

島根県訓令第13号

土 木 部  
松江土木建築事務所

平成16年 7 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部  
松江土木建築事務所」に改める。

目次中「第7条」を「第6条」に、「(第8条・第9条)」を「(第7条・第8条)」に、「(第10条 第16条)」を「(第9条 第14条)」に、「(第17条 第23条)」を「(第15条 第21条)」に、「(第24条 第26条)」を「(第22条 第24条)」に、「(第27条)」を「(第25条)」に改める。

第3条中「洪水は」を「この訓令において「洪水」とは」に、「とする」を「をいう」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第12条」を「第11条」に、「第14条」を「第13条」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項中「広瀬土木事務所長(以下「所長」)」を「松江土木建築事務所広瀬土木事業所長(以下「事業所長」)」に改め、「松江地方気象台から」の次に「松江地区において」を加え、同条第2項中「所長」を「事業所長」に、「第14条」を「第13条」に、「知事が別に」を「山佐ダム操作細則(平成16年7月16日訓令第581号。以下「細則」という。)」で改め、同条を第9条とする。

第11条中「所長」を「事業所長」に改め、「直ちに」の次に「松江土木建築事務所長に報告するとともに」を加え、同条第1号中「建設省出雲工事事務所」を「国土交通省出雲河川事務所」に改め、「松江地方気象台」の次に「企業局東部事務所」を加え、「知事が別に」を「細則で」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「所長」を「事業所長」に改め、同条第1号及び第2号中「毎秒40メートル」を「毎秒40立方メートル」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出し中「洪水調節」を「洪水調節等」に改め、同条中「所長」を「事業所長」に改め、「洪水調節」の次に「又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節」を加え、同条を第12条とする。

第14条中「所長」を「事業所長」に改め、同条を第13条とする。

第15条を削る。

第16条中「所長」を「事業所長」に改め、同条を第14条とする。

第17条第1項第1号中「第24条」を「第22条」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「所長」を「事業所長」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条中「所長」を「事業所長」に、「を確保ならしめるよう」を「が可能となるよう」に改め、同条を第18条とする。

第21条中「所長」を「事業所長」に改め、同条を第19条とする。

第22条中「所長」を「事業所長」に、「知事が別に」を「細則で」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「知事が別に」を「細則で」に改め、同条を第21条とする。

第24条中「所長」を「事業所長」に、「知事が別に定める基準に従い」を「細則で定めるところにより」に改め、同条を第22条とする。

第25条中「所長」を「事業所長」に、「知事が別に定める基準に従い」を「細則で定めるところにより」に改め、同条を第23条とする。

第26条中「所長」を「事業所長」に、「第24条」を「第22条」に、「知事が別に」を「細則で」に改め、同条を第24条とする。

第27条中「知事が別に」を「細則で」に改め、同条を第25条とする。

別表中「(第21条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成16年7月16日から施行する。

---

公

告

---

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月16日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 申請のあった年月日

平成16年 7月 5日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 プロジェクト U

## 3 代表者の氏名

郭 有平

## 4 主たる事務所の所在地

浜田市紺屋町45番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、島根県の自然環境と調和の取れた均衡ある事業の育成を目指し、島根県民及び中国地方の人々に対して、温泉事業開発、自然環境整備、そこから派生する関連事業立上げの為の支援を行い、地域経済活性化と自然環境の保護を目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

## 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7月16日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 申請のあった年月日

平成16年 7月 7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくりビジネス支援ネットワーク

## 3 代表者の氏名

今井聖造

## 4 主たる事務所の所在地

松江市菅田町180番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、全国の農山漁村や中小都市において、地域資源の活用と地域環境との共生を重視し、地域の活力づくりをめざして行う多参画による経済活動である「まちづくりビジネス」の活動にあたる団体・個人、または活動に関心をもつ個人や地域社会を対象とする。その上で、これらの対象に対して、活動の支援、活動団体相互の連携・交流機会づくり、新たな起業の促進に関する事業を行うこととする。そして、活動を通じて、自立した、持続可能なまちづくり風土に根ざした地域の魅力づくり 全国のまちづくりの情報や文化の刺激を享受できる交流の場づくり 次世代型まちづくりモデルづくりをめざし、もって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成16年7月16日

島根県知事 澄田信義

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号及び第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月22日から12月17日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、浜田市、大田市

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号及び第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
9月1日から10月29日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、浜田市、大田市

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
松江市	9月6日から同月10日まで	10時から15時30分まで	松江市役所
	9月13日から同月17日まで	10時から15時30分まで	
	9月27日から同月30日まで	10時から15時30分まで	
浜田市	10月4日	13時30分から16時まで	浜田市役所
	10月5日から同月7日まで	10時から16時まで	
	10月8日	10時から12時まで	
	10月12日	13時から16時まで	
	10月13日及び同月14日	10時から16時まで	
	10月15日	10時から12時まで	
	10月25日	14時から15時まで	

	10月26日	10時から12時まで	
大田市	10月18日	13時30分から15時30分まで	大田市役所
	10月19日から同月21日まで	10時から15時30分まで	
	10月22日	10時から12時まで	
	10月25日	13時30分から15時30分まで	
	10月26日及び同月27日	10時から15時30分まで	
	10月28日	10時から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年 7月16日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察本部が使用する権限を有する自動車の任意保険加入契約

(2) 任意保険加入台数

556台

(3) 入札案件の仕様書等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 自動車保険に加入する期間（契約期間）

平成16年 9月 1日午後 4時～平成17年 9月 1日午後 4時

(5) 現在契約中の任意保険

現在島根県警察本部（運転免許課）において日新火災海上保険と 4月 1日から 1年間の契約で、上記車両以外の車両について任意保険契約を行っている。

9月 1日に満期となる任意保険契約は行っていない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 島根県税を滞納していない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 保険業法（平成 7 年法律第105号）又は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、その他の法律に基づき、損害保険業の免許又は自動車共済事業の承認、認可等を受けている者であること。

（免許、承認、認可等を受けていることが分かる証書等の写しを提出すること。）

(6) 島根県内においては、松江圏域及び出雲圏域並びに浜田圏域又は益田圏域に営業所（支店、支社及び営業所等名称は問わないが代理店は除く。）を有し、自動車保険加入契約締結後、当該自動車保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

なお、各圏域は次のとおりである。

松江圏域：松江市、安来市、八束郡、能義郡、仁多郡、大原郡、隠岐郡

出雲圏域：出雲市、大田市、平田市、簸川郡、飯石郡

浜田圏域：浜田市、江津市、那賀郡、邑智郡

益田圏域：益田市、美濃郡、鹿足郡

また、島根県外においても同様に事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

- (7) 保険金支払余力比率（\*ソルベンシーマージン比率）が400%以上の者であること。

\* 保険業法施行規則第86条・87条の規定に基づき求めた比率。

- (8) 自動車保険加入契約締結後の加入自動車に異動（新規加入、廃車等）があった場合の保険料の精算（保険料の支払い等）方法について、契約期間中2回（3月、9月）の一括精算を行う者であること。

（契約当初に契約金額を一括して支払うが、その後、加入自動車に異動が生じた場合は、その都度保険料の精算を行うのではなく、一括して翌年3月と9月に精算を行う者があること。）

- (9) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに応札仕様書を提出した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26 0110 内線2235～2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

本公告の日から平成16年7月26日までの間、上記(1)の場所において交付する。

（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする）

- (3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成16年8月10日（火）午後2時00分

入札場所 島根県松江市殿町8 1 島根県警察本部

開札 即時開札

- (4) 入札説明会

平成16年7月22日（木）午前10時00分

### 4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) その他

詳細は入札説明書による。



---

 雑 報
 

---

地方自治法第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成15年度経営状況について次のとおり通知があったので、同法同条第3項の規定により公表する。

平成16年 7月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,236会員
加入戸数	874,336戸
委託契約額	5,949,512,785,000円
火災共済掛金	1,145,952,685円
被災戸数	396戸
火災共済給付金	398,251,427円
復興建築助成戸数	205戸
復興建築助成金	73,271,589円
住宅防火施設整備補助会員数	66会員
住宅防火施設整備補助金	27,655,400円
住宅災害見舞戸数	823戸
住宅災害見舞金	17,386,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,145,952,685円
建物管理の部収入	47,771,962円
その他の収入	385,036,758円
当期収入合計 (A)	1,578,761,405円
前期繰越収支差額	60,868,205円
収入合計 (B)	1,639,629,610円

(2) 支出

事業費	668,282,691円
管理費	284,423,196円
建物管理費	21,648,026円
特定預金等支出	600,211,449円
当期支出合計 (C)	1,574,565,362円
当期収支差額 (A) (C)	4,196,043円
次期繰越収支差額 (B) (C)	65,064,248円

